

# Network Tokyo

ネットワーク東京

2024  
3  
Vol.612

特集

「年収の壁」による人手不足の対策と  
社会保険手続きの注意点について



公益社団法人 東京ビルメンテナンス協会 広報誌  
<https://www.tokyo-bm.or.jp/>

東京の街並み  
業平・吾妻橋



# もしもの火災の備えに 消火能力が高い 消火器の設置を助成します

1事業者  
最大 **10万円**  
助成率 2/3 以内

「高性能型消火器」は、従来型の業務用消火器よりも消火能力を向上させた消火器で、油火災については消火にかかる時間が従来型の約半分になります。

高性能型消火器と従来型の消火器の消火性能の比較

<日本消火器工業会 HP>



消火試験の動画へのリンク

<高性能型の表示の一例>

黄色の帯に「高性能型」の表記があります



助成対象経費	高性能型消火器の導入に係る経費 ※標準的な性能の消火器は対象外です * 法定設置基準を超えて都内店舗または事業所に設置する消火器が対象です * 助成対象となる消火器一覧はHPをご覧ください
対象者	都内での店舗または事業所において事業を運営する <ul style="list-style-type: none"> <li>● 中小企業者（法人または個人事業主）</li> <li>● 特定非営利活動法人（NPO 法人）</li> <li>● 一般財団法人、一般社団法人、中小企業団体</li> </ul>
助成対象期間	<div style="background-color: #FFD700; padding: 5px; text-align: center;">申請受付中！</div> 令和4（2022）年4月1日～令和6（2024）年3月31日 ※購入・納品及び支払いから申請まで下記期間のうち1年以内に完了してください
助成費用	消火器1点当たり <b>最大2万円</b> （助成率 2/3 以内） 1事業者あたり <b>最大10万円</b> まで助成（上限2万円×5点まで）

お問い合わせ  
はこちら

公益財団法人 東京都中小企業振興公社

〒101-0022 東京都千代田区神田練堀町 3-3 大東ビル4階  
 助成課「テナントビル等安全対策強化支援事業」事務局  
 TEL：03-3251-7924 受付時間：9:00～17:00まで（平日のみ）  
 E-mail：tenant-josei@tokyo-kosha.or.jp



公社 テナント 消火器 検索



スマート(賢い)クリーニングならマイティメイド

業務用

高効率

高機能

省エネ



コードレスドライバキューム

Cordless vacuum cleaners  
**Mightymaid**

# PowerTank IV

マイティメイド **パワータンク**

## フルモデルチェンジで新登場!!

圧倒的な作業効率

シリーズ最大の吸引力

新バッテリーロック機構



連続作動  
**60/45分**  
標準/パワー  
吸引モード

作動音  
**51/56dB**  
標準/パワー  
吸引モード

※LV9N使用時

HEPA  
フィルター対応  
(オプション)

**HEPA**



Li-ion  
リチウムイオン電池  
はリサイクルへ

**9**  
Ah



Clean Innovation Company  
**ペンギンワックス株式会社**

本社:工場 大阪市東成区東本3-10-14(F537-0021) TEL06(6973)9131

ペンギンワックス  検索

東京支店 TEL 03(3387)9381  
名古屋支店 TEL 052(824)1711  
大阪支店 TEL 06(6973)9131  
福岡支店 TEL 092(451)9411  
札幌営業所 TEL 011(742)3701

仙台営業所 TEL 022(239)5161  
北陸営業所 TEL 076(224)4281  
広島営業所 TEL 082(509)5030  
高松営業所 TEL 087(881)5067

# 現場の声から生まれた 新しい形のポケット



## スマートケース

サイズ  
横 20cm  
高さ 21cm  
幅 2.4cm

### Point 1.

「シートは何度でも  
使用可能な防水仕様」



防水だから濡れたそうきんを入れても安心。  
シートは取り外しできるので洗って何度でも使えます。  
ケース自体も長持ちするスマートエコシート!

### Point 3.

「誰でも簡単にケースを  
取付けできる」

ベルトやループに簡単に取付け可能です!  
作業用途を問わないスマート仕様!



### Point 2.

「着脱可能なシートが  
簡易ゴミ袋に変身!!」



近くにゴミ箱がなくても平気。  
シートは取り外しできるので拾って溜めたゴミをいつでも簡単に捨てられます!



高さ  
21 cm

横 20 cm

### Point 4.

「スマート。  
だけど必要な収納力」



メモとペン!  
必要な道具を収納するスマートスペース!!

ユニフォームに大きな真心をこめて……

株式会社 **大真**

(公社)東京ビルメンテナンス協会 賛助会員

TEL.03-3865-2191 FAX.03-3865-2188

〒101-0032 東京都千代田区岩本町3-4-5 第一東(あずま)ビル3F  
http://www.u-taishin.jp E-mail:info@u-taishin.jp

ユニフォームについても  
なんでもご相談下さい。



(お問い合わせはお気軽に!! FAXでも受け付けております)

会社名			
住所			
TEL		ご担当者名	
ご希望数量	個	ビルメン斡旋価格	¥1,580-
※発送はヤマトコレクト等、代金引換とさせていただきます。			

## 『令和6年度 講習会のご案内』が完成

当協会が実施する令和6年度の講習会情報をとりまとめた、『令和6年度 講習会のご案内』が完成した。

令和6年度は「初心者のための設備管理講習」「初心者のための設備点検と報告書作成講習」が新規講習会として開講するほか、障がい者対象の「よくわかる」講習がリニューアルされる。

『令和6年度 講習会のご案内』は協会ホームページでも閲覧可能となっているので、受講を検討されている方は是非ご覧いただきたい。

なお、各講習会は協会ECサイト「東京マナビル」から、開催月2か月前の15日（土日祝日の場合は翌営業日）より申込み受付が開始される。



『令和6年度 講習会のご案内』  
<https://www.tokyo-bm.or.jp/seminar.html>



「東京マナビル」  
<https://www.tokyo-bm.or.jp/manabuil.html>



## 「令和5年度版 人件費高騰に関する啓発チラシ」を作成

当協会では最低賃金の上昇とビルメンテナンス業の契約金の低下に伴う人手不足の窮状について、ビルオーナー様等に適切な金額での契約をご理解いただくためのチラシを作成した。

本チラシでは、物価高騰等に伴う総務省や厚生労働省の通知や公正取引委員会と内閣官房の連名で公表された価格交渉の指針などの公的機関からの文書や、会員アンケート結果であるビルメンテナンス業界の価格交渉に関するデータ等を掲載している。

これからの新規契約や契約改定の際、本チラシをビルメンテナンス企業側からビルオーナー様等にお渡しし、業界の内情をご理解いただく一助として活用いただきたい。

本チラシは協会ホームページよりダウンロード可能である。

[https://www.tokyo-bm.or.jp/association/Increased\\_industry\\_value.html](https://www.tokyo-bm.or.jp/association/Increased_industry_value.html)



## ビルメンテナンスフェアTOKYO 2024の開催が決定

当協会が主催する賛助会員による商品展示会である「ビルメンテナンスフェア TOKYO2024」の開催が決定したので、以下の通りお知らせする。

- 1 **開催時期** 令和6年7月18日(木)10:00~17:00  
7月19日(金)10:00~16:00
- 2 **会場** 東京都立産業貿易センター浜松町館 (JR 浜松町駅から徒歩5分)
- 3 **開催テーマ** 新常態時代を切り拓く、イノベーションとの出会いがここにある。

フェア特設ページはこちら <https://bmfair2024.org/>

開催内容の詳細は現在調整中のため、決まり次第、フェア特設 Web ページに掲載いたしますので是非ご確認ください。



## Topics

『令和6年度 講習会のご案内』が完成 3

## Clip Board

「令和5年度版 人件費高騰に関する啓発チラシ」を作成  
ビルメンテナンスフェア TOKYO 2024の開催が決定 4

## 特集

「年収の壁」による人手不足の対策と  
社会保険手続きの注意点について 6

## Special

読者投稿「サラリーマンとプロキックボクサーの二刀流」 16

東京都知事ヒアリングへの参加 18

## Series & Regular

連載 おすすめ製品コーナー 20・25

不定期連載 大江戸よもやま話 其の七 22

連載 社会の主な出来事 23

連載 なんでも相談コーナー 24

協会からのご案内済み一覧／編集後記 26

告知板 27

## Cover Story

テーマ：東京の街並み

### 業平・吾妻橋



墨田区は、川に囲まれた地域で、江戸時代以降は縦横に水路が張り巡らされていた。また、橋が架けられることによって、人々の往来が可能となり、地域と地域とを結ぶ重要な結節点となった。業平は墨田区の中央部に位置し、押上との隣接地に東京スカイツリーが、吾妻橋の隅田川沿いにはビルジョッキをイメージしたアサヒグループ本社ビルがそびえ立つ。

### About Us

公益社団法人  
東京ビルメンテナンス協会  
設立

昭和37年(1962年) 5月15日

公益社団法人移行

平成23年(2011年) 2月1日

会員数

正会員508社／賛助会員70社  
(令和6年2月29日現在)



# 「年収の壁」による

## 人手不足の対策と社会保険 手続きの注意点について

年収の壁とは、一定の金額を超えると税金や社会保険料が変わる金額のことで、手取りが減る場合があります。

パートやアルバイトなどを雇用している企業にとっては人手不足の要因ともなり、対策が必要となります。

本記事では、さまざまな年収の壁や、制度見直しの取り組み、社会保険手続きの注意点等を解説します。

監修 (2024年1月22日)



社労士オフィス羽場  
社会保険労務士

羽場 康高 氏

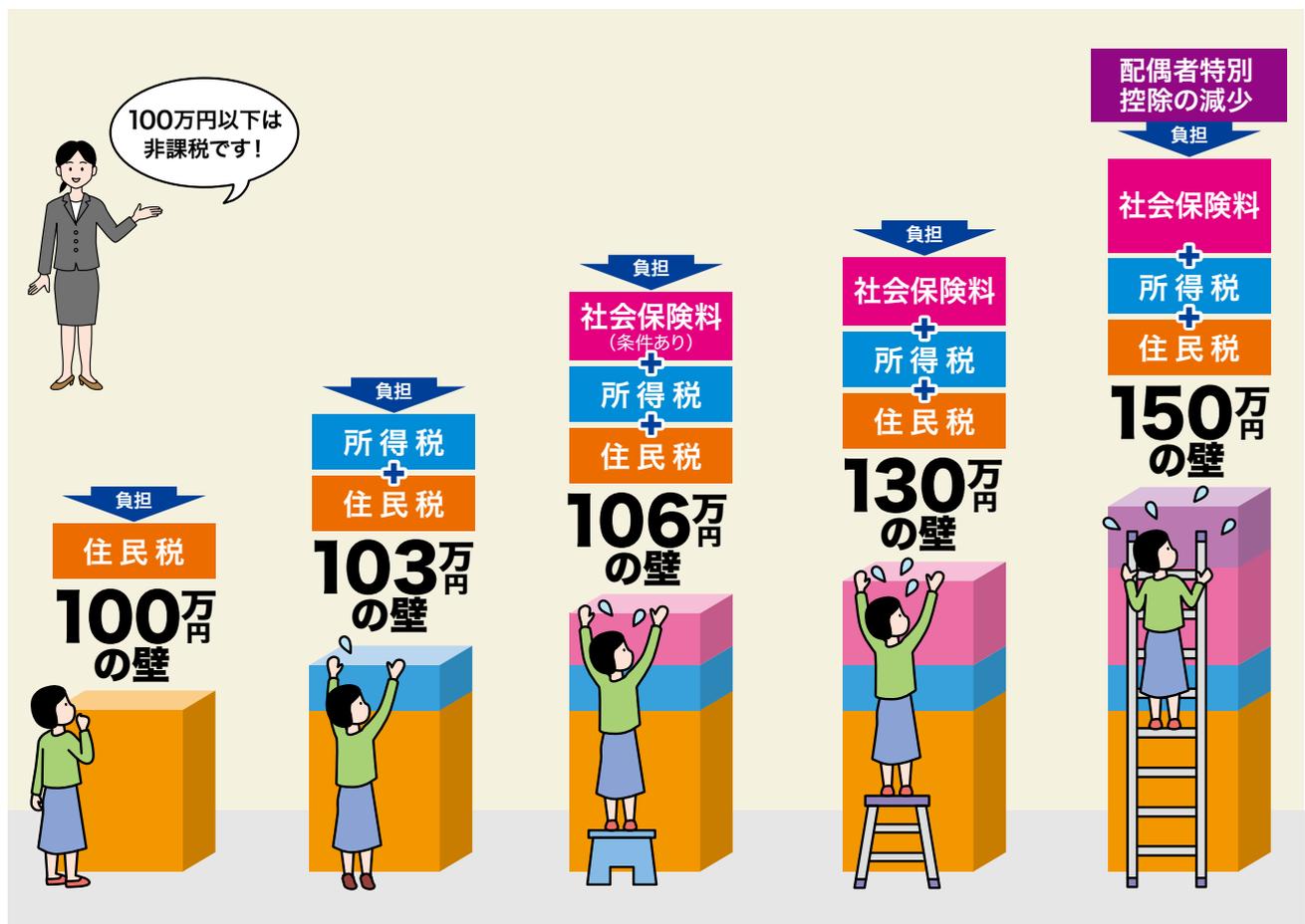
<https://haba.lifestaff.net/>

地域別最低賃金は上昇傾向にあり、東京都の最低賃金は、令和5年（2023年）10月1日より1113円になりました。最低賃金が引き上げられることにより、パートやアルバイトなどで働く人たちが、収入を一定の範囲に抑えるために勤務時間や日数を調整する「就業調整」をより一層行うことが、企業の人手不足を加速させる要因とされています。厚生年金や健康保険に加入している配偶者の扶養に入っている人は、自ら社会保険料を支払わなくても、基礎年金を受給できるほか、保険診療を受けることができます。しかし、一定の年収を超えると扶養から外れて自ら保険料を支払う必要があり、手取りが減ることから「就業調整」を行います。パートやアルバイトの従業員を多く雇用する企業は、この問題に対する危機感を募らせています。

令和4年（2022年）10月より、被保険者数101人以上の企業を対象に、所定の条件を満たしたパートやアルバイトなどの短時間労働者の社会保険加入が適用されました。さらに、令和6年（2024年）10月には被保険者数51人以上の企業も対象となります。しかし、手取り額の目減りを嫌がり、労働時間を減らして社会保険の適用から外れようとする従業員がいた場合、人手不足が深刻化し、業務が正常にまわらなくなるリスクが生じるかもしれません。

労働力不足の一因でもある「年収の壁」への対策「年収の壁・支援強化パッケージ」が令和5年（2023年）10月よりスタートしました。「年収106万円の壁」に対しては、キャリアアップ助成金に新たなコースを創設し、企業の賃上げなどを促進します。また「年収130万円の壁」では、一時的な年収の増加を事業主が証明することで、被扶養者としての認定が最長2年間受けられるようになります。

以下の各項目で、詳しくみていきます。



## 1 「年収の壁」とは

「年収の壁」とは、短時間労働者の年収が一定基準を超えることで課税や社会保険の対象となり、年収の手取り額に影響がでることを言います。例えば、特定適用事業所でのパート労働者の年収が106万円以上になると、社会保険の適用対象となるため、給与から社会保険料が天引きされ、年収の手取り額が減少してしまいます。

そのため、年収の壁を超えないよう労働時間の調整（就業調整）をすることが多く、企業の労働力不足の大きな要因とされてきました。年収の壁には、年収106万円の壁の他にも、103万円、130万円、150万円の壁などがあります。

● **100万円の壁**【住民税】 年収100万円を超えると、住民税がかかります。

● **103万円の壁**【住民税＋所得税】 年収103万円を超えると、住民税に加え所得税もかかります。

● **106万円の壁**【住民税＋所得税＋社会保険料（条件あり・企業規模による）】 年収106万円以上になると、パートやアルバイトなどの短時間労働者は、要件を満たす場合には社会保険加入の対象となり社会保険料がかかります。

● **130万円の壁**【住民税＋所得税＋社会保険料】 年収130万円以上になると、社会保険への加入要件を満たしていない場合でも、配偶者の扶養から外れ、国民健康保険料や国民年金保険料の支払義務が発生します。

● **150万円の壁**【住民税＋所得税＋社会保険料＋配偶者特別控除額が減り始める基準】

● **201万円の壁**【住民税＋所得税＋社会保険料＋配偶者特別控除額が0になる】

2  
令和6年(2024年)10月から  
「従業員数51人以上の企業」  
にも社会保険が適用

年収が106万円以上になることで、特定適用事業所で就業している短時間労働者は、社会

保険の加入義務が生じ、社会保険料負担により手取り額が減少してしまいます。パートやアルバイトなどの短時間労働者が以下の条件に該当する場合、社会保険への加入義務が生じます。

- 1週間の所定労働時間が20時間以上
- 月額賃金が8万8千円以上
- 2か月を超えて雇用される見込みがある
- 学生ではない
- 特定適用事業所で就業している

この条件のうち、「月額賃金8万8千」を年収に換算すると約106万円となるため、「年収106万円の壁」といわれています。

なお、特定適用事業所とは、被保険者数101人以上の事業所のことを指し、令和6年(2024年)10月からは法改正により被保険者数51人以上の事業所が特定適用事業所に含まれます。

3  
社会保険について事業主側が  
注意すべきこと

政府の働き方改革や、コロナ禍の影響等により、副業や兼業など2か所以上で勤務をする従

## 対象企業 2Stepでわかる新たな適用範囲

### Step1

#### 企業の規模

新たに対象となる企業は段階的に拡大されます。

#### 従業員数の数え方

従業員数は現在の厚生年金保険の適用対象者数です。



### Step2

#### 新たな加入対象者の把握

新たな加入対象者は、右の条件を全て満たすパート・アルバイトの方です。

check  週の所定労働時間が  
20時間以上

check  所定内賃金が  
月額8.8万円以上  
※基本給及び諸手当を指します。  
ただし、残業代・賞与等は含みません。

check  2ヶ月を超える  
雇用の見込みがある

check  学生ではない

この場合は、A事業所のみ社会保険の加入義務があります。しかし、令和6年（2024年）10月以降は社会保険適用拡大により、B事業所でも加入要件を満たすこととなります。この場合、どちらか一方のみに加入するのでは

- A事業所（被保険者500名の事業所）  
……週20時間勤務
- B事業所（被保険者80名の事業所）  
……週20時間勤務

短時間労働者の社会保険への加入要件や特定事業所の適用拡大について触れましたが、例えば以下のような働き方のケースで考えてみます。

#### 従業員が複数の適用事業所に雇用されている場合

従業員が増えてきています。会社側としては、2か所以上で勤務をする従業員が、社会保険の「二以上事業所勤務者」に該当するかどうか、注意が必要となります。特に近年の法改正により社会保険の適用拡大が進み、「二以上事業所勤務者」に該当する労働者が増加しています。ここでは、「二以上事業所勤務者」についての知っておくべき基本知識や、社会保険未加入の場合の注意点等についてみていきます。

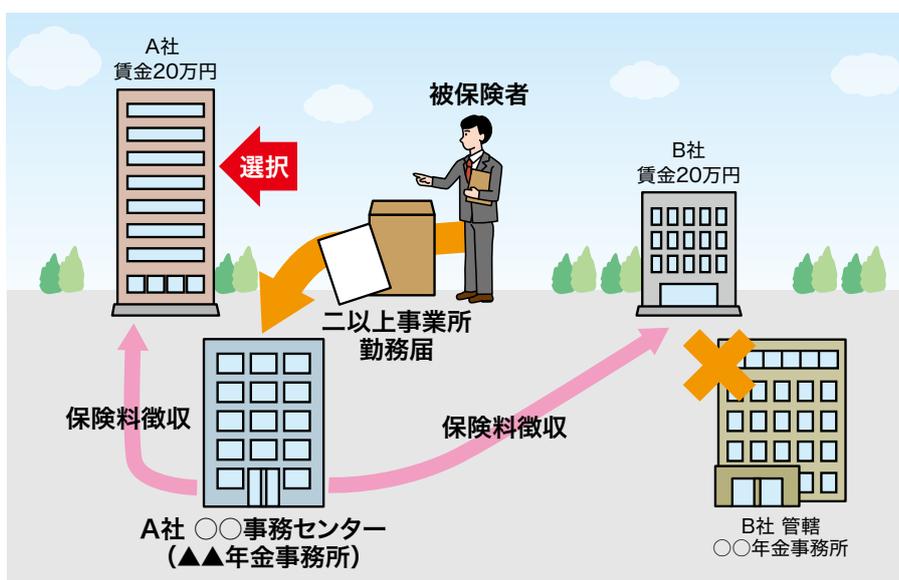
く、2つの事業所で健康保険、厚生年金保険に加入することとなります。

具体的な手続きの流れとしては、社会保険の取得手続きは会社が行うものですが、併せてどちらの会社を主たる事業所とするかは労働者本人が選択し、その加入している健康保険組合、または年金機構に「健康保険・厚生年金保険被保険者所属選択・二以上事業所勤務届」を提出します。2つの事業所で社会保険に加入することになりますが、どちらを主とするかを労働者本人が選択する必要があります。

この手続きは原則、被保険者（労働者）本人が行うことになっています。というのも、副業・兼業の事実は、基本的に被保険者本人の申告によって判明するものであり、会社が正しく把握することが困難だからです。しかしながら、会社が周知しなければ仕組みを知らない従業員が多いと思います。「二以上事業所勤務届」は従業員自身が提出する制度であるため、会社側で従業員が他の会社で働いていることを把握しておらず、突然、行政機関からの通知書が届くといったケースも少なくありません。

会社は従業員の就業状況についてなるべく把握するよう努め、複数の事業所に勤める従業員には、「二以上事業所勤務届」の手続きをするよう指導が必要です。原則として、複数の特定適用事業所に雇用されるようになったときの事

実が発生してから10日以内が提出期限となります。「二以上事業所勤務届」の提出を従業員がしない場合、正しい報酬月額での保険料が徴収できません。会社は本来の折半額よりも多く社会保険料を支払うことになる可能性もあります。従業員には、複数の事業所に勤務するようになつたら必ず届出書を提出するように伝えましよう。



### 社会保険に未加入だった場合の罰則

会社は従業員を雇用するにあたり、社会保険（健康保険、厚生年金）の手続きを適正に行う必要があります。社会保険の加入対象にもかかわらず未加入であった場合には、以下のような罰則を受ける可能性があるため注意が必要です。

● **日本年金機構から加入指導がおこなわれる**  
社会保険の加入対象にもかかわらず必要な手続きなどを怠っていると、日本年金機構より加入状況に関する案内文書が届き、必要に応じて加入指導がおこなわれます。

● **罰金・罰則が科せられる**  
社会保険について虚偽の届出をおこなった場合や、日本年金機構からの加入指導に従わなかった場合などは、健康保険法第208条により6カ月以下の懲役、もしくは50万円以下の罰金が科せられることもあります。

● **過去2年分に遡及して未納分を徴収される**  
日本年金機構による加入指導に対し必要な手続きをおこなわず、強制加入が執行された場合、本来納付すべきであった社会保険料について、

過去2年間にさかのぼり納付が必要となり、退職者も対象となります。

●ハローワークへの求人掲載ができなくなる

厚生労働省では、社会保険（厚生年金など）の加入の有無はハローワークで求人者の申込をおこなう際に、重要な求人情報として適切に明示する必要がありますとしています。そのため、社会保険に未加入の事業所は、ハローワークで求人掲載を受け付けてもらえません。多くの企業が抱える課題のひとつである採用活動において、ハローワークの活用は有効な手段です。ハローワークを活用するためにも、社会保険への加入は適切におこないまししょう。

4 助成金（社会保険適用拡大）による「年収の壁」に対して一人当たり最大50万円の助成

年収が一定額を超えると社会保険料の支払いが生じて手取りが減る「年収の壁」対策の助成金申請受け付けが、令和5年（2023年）10月よりスタートしています。賃上げや、保険料相当額を手当として支給して、厚生年金への加入を後押しした企業を対象に、1人当たり最大で

50万円を支給する制度を開始しています。次の年金制度改革を実施するまでの暫定措置として2025年度末までの受付となります。

事業主が新たに社会保険の適用を行った場合、労働者1人当たり最大50万円を助成

↑106万円の壁への対応

①キャリアアップ

助成金のコース新設

配偶者に扶養された人が、被保険者数101名以上の企業で働き一定の要件を満たす場合、年収106万円以上になると、社会保険への加入義務が発生します。

政府は、この106万円の壁対策として、保険料負担軽減のための手当支給や従業員賃上げなど、労働者の収入を増加させる取組みをお

パート・アルバイトで働く方の「年収の壁」に対する意識

年収106万円以上となることで、厚生年金・健康保険に加入するため、保険料負担を避け、就業調整してしまう。

年収130万円以上となることで、国民年金・国民健康保険に加入するため、保険料負担を避け、就業調整してしまう。

「106万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方の、厚生年金や健康保険の加入に併せて、**手取り収入を減らさない取組**（※）を実施する企業に対し、**労働者1人当たり最大50万円の支援をします。**

（※）・社会保険適用促進手当を支給（社会保険料の算定対象外）  
・賃上げによる基本給の増額  
・所定労働時間の延長

「130万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方が、繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、**収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明**することで、**引き続き被扶養者認定が可能となる仕組みを作ります。**

## 「106万円の壁」への対応

### ◆企業への支援【キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」】

詳細はこちら

労働者本人負担分の保険料相当額の手当支給や賃上げなどにより、壁を意識せず働ける環境づくりを行う企業を後押しするコースの新設。



#### (1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり助成額
① 賃金の15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当)	1年目 <b>20万円</b>
② 賃金の15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当) 3年目以降、③の取組	2年目 <b>20万円</b>
③ 賃金の18%以上を増額	3年目 <b>10万円</b>

#### (2) 労働時間延長メニュー

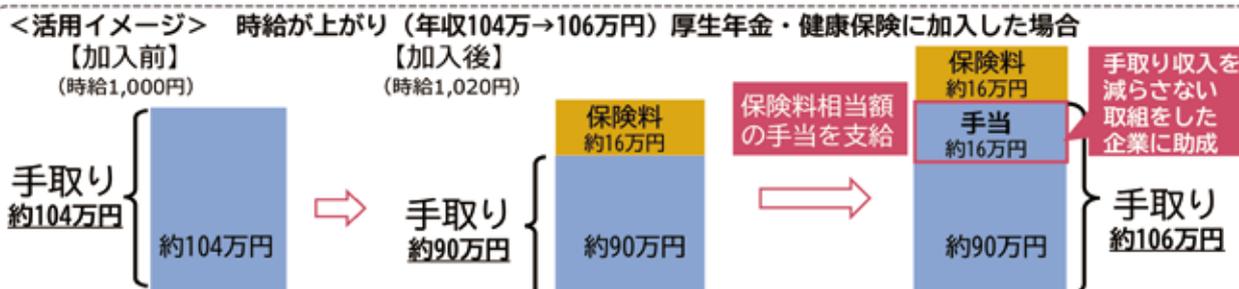
週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	—	<b>30万円</b>
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。

※ 1年目に(1)の取組による助成(20万円)を受けた後、2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることが可能。

### ◆社会保険適用促進手当

事業主が被用者保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。

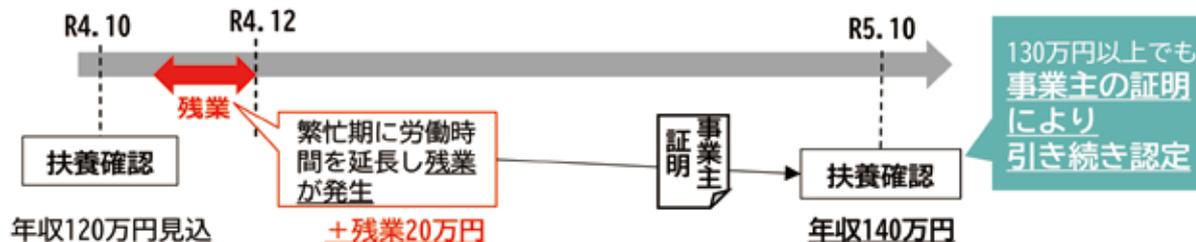


(※) 保険料は、厚生年金、健康保険(協会けんぽ)等の保険料率で計算した場合の労働者本人の負担額。  
なお、手取り収入は税金については考慮していない。

## 「130万円の壁」への対応

### ◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

(例) 毎月10万円で働くパートの方が残業により一時的に収入増になった場合



## 配偶者手当への対応

詳細はこちら

企業の配偶者手当の見直しが進むよう、見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表しました。



こなった事業主に対して、従業員1人につき最大50万円の助成金を支給するとしました。現行のキャリアアップ助成金に、「社会保険適用時処遇改善コース」を新設し、1人につき最長で3年目まで支給されます。

＜106万円の壁への対応②社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外＞

社会保険が適用されていなかった従業員が新たに適用となった場合、事業主は当該従業員に対し、給与・賞与とは別に「社会保険適用促進手当」を支給できることが認められました。この「社会保険適用促進手当」は、社会保険適用に伴う保険料負担軽減のための手当であり、新たに発生した従業員負担分の保険料相当額を上限として、最大2年間、当該従業員の標準報酬月額・標準賞与額の算定から除外されます。ただし、標準報酬月額が10・4万円以下の従業員が対象となります。

一時的に130万円以上となる場合でも事業主の証明書を添付することで扶養にとどまれる

被扶養者として就業している従業員の年収が130万円以上になると、扶養から外れ、社会保険の加入義務が生じます。勤務先に社会保険

制度がない場合は、第1号被保険者として、国民健康保険・国民年金に加入しなければなりません。130万円の壁では、手取り額が減少するだけでなく、将来受け取れる年金などの給付額が変わりません。そのため、パート労働者の働き控えや就業調整の大きな要因となっています。

この年収130万円の壁に対して、事業主が一時的な収入変動である旨を証明することで、パート労働者の年収が130万円以上になった場合でも、連続2年の間、扶養にとどまる事が可能になります。

5 70歳以上の労働者を雇用する場合の必要な手続きや注意点

深刻な人手不足の中、高齢者雇用の重要性が増しています。定年の廃止や継続雇用などにより70歳以上が働くことができる制度のある会社が、人手不足が深刻化したことが影響したとみられ、増えてきています。また働く意欲のある高齢者も増えていきます。ビルメンテナンズ業においても高齢者の雇用が、今後必要となってくるでしょう。

高齢労働者であっても社会保険への加入義務

はありますが、70歳以上の従業員がいるときは、事業主が別途で手続きを行わなくてはいけなくなるため注意が必要です。ここでは、70歳以上の従業員に必要な社会保険の手続きと注意点について解説します。

70歳以上の従業員に必要な社会保険の手続き

70歳以上の社会保険の手続きには、それまで働いていた従業員が70歳になった場合と、新たに70歳以上の方を雇い入れる場合があります。厚生年金、健康保険のそれぞれの手続きについて確認していきます。

【厚生年金】

厚生年金保険は原則70歳まで加入できる制度で、70歳に達した時点で厚生年金保険料を支払う義務がなくなります。70歳以上の方は、厚生年金加入の会社に勤務していても、厚生年金の被保険者ではなくなります。しかし、年金受給者は一定額の給与を受け取っていると年金額に調整が入る「在職老齢年金制度」が適用されます。（老齢厚生年金（報酬比例部分）の月額（基本月額）と総報酬月額とを足して48万円を超えれば、一定の式に基づいて年金をカットするこ

とになっています。)

70歳以上の従業員を雇用している場合に、企業は報酬額を年金事務所に届出しなければいけません。そのため、70歳に達して厚生年金保険の加入基準を満たしている従業員は、70歳未満の社員と同様に社会保険の手続きを行なうことから「70歳以上被用者」と定義されています。

(70歳以上被用者とは、以下の要件を満たしている労働者のことを指します。)

- 厚生年金の適用事業所に勤務している
- 70歳以上である
- 厚生年金の被保険者期間がある
- 年齢要件を除き、厚生年金の適用除外要件に当てはまらない

これらに該当する人は厚生年金の被保険者資格を失いますが、「70歳以上被用者」として扱われます。事業主は従業員が70歳の到達日から5日以内に「厚生年金保険被保険者資格喪失届」/厚生年金保険70歳以上被用者該当届」を、管轄の年金事務所に提出しなくてはなりません。

(※2019年4月より、以下の要件に該当する労働者の70歳到達時の届出が省略可能となりました。)

同じ事業所で雇用されていて、70歳を超えても給与などの報酬に変更がないときは、特別な届出は必要ありません。従業員を同一の条件で雇用し続ける会社においては、手続きの負担を

大きく軽減できます。70歳到達日の前日における標準報酬月額と違うときは、従来通りの届出が必要です。

また70歳以上の方を(厚生年金に加入歴がある方)を新たに雇用した場合も、「70歳以上被用者」という扱いになります。労働者が年金受給者であっても、加入要件を満たしている場合は届出をする必要があります。

## 【健康保険】

健康保険の場合は、70歳以上75歳未満の方はこれまで通り被保険者として扱われます。そのため、継続して雇用している従業員が70歳になっても、特に手続きは必要ありません。70歳以上75歳未満の方を新たに雇用した場合には、日



## 70歳以上の従業員に関する手続き

	必要な届出	届出先・期限
新たに70歳以上を雇用した場合	<ul style="list-style-type: none"><li>●健康保険被保険者資格取得届</li><li>●厚生年金保険70歳以上被用者該当届</li></ul>	年金事務所 雇い入れ日から5日以内
継続して雇用している従業員が70歳になった場合	<ul style="list-style-type: none"><li>●厚生年金保険70歳以上被用者該当届</li><li>●厚生年金保険被保険者資格喪失届</li></ul>	年金事務所 70歳の誕生日の前日から5日以内
70歳以上被用者が退職した場合	<ul style="list-style-type: none"><li>●厚生年金保険70歳以上被用者不該当届</li></ul>	年金事務所 事実発生の日から5日以内

本年金機構に健康保険被保険者資格取得届を提出する必要があります。

従業員が75歳になると、健康保険の加入資格を失い、後期高齢者医療制度に切り替わるため「健康保険被保険者資格喪失届」の提出が必要になります。後期高齢者医療への移行手続きは自動的に行われますが、健康保険の喪失手続きは事業主が行わなければいけません。

近年、平均寿命や健康寿命が延び、70歳以上になっても働く意欲のある人が増えています。企業も、そのような人材を活かすために働きやすい環境を整える必要があるでしょう。そのためには、厚生年金や健康保険といった生活に直結する制度を利用しやすくしなければなりません。

● 「在職老齢年金制度」について

在職老齢年金とは、年金の受給対象となった方が、会社などで働いて賃金をもらいながら受け取れる老齢厚生年金です。会社員として働き続けながら受け取れる年金ですが、ボーナスも含めた賃金と年金の合計額が一定基準を超える場合、年金の一部または全部が支給停止（減額）されてしまうことがあります。

支給停止されるのは、「老齢厚生年金の月額」と「毎月の賃金+1年間のボーナス（標準賞与額）÷12」の合計が48万円を超える場合

です。48万円を超えている期間は年金の一部または全部が支給停止されます。この支給停止基準額（48万円）を超えると、超えた部分の年金の半額が支給停止されます。

例

年金（基礎年金は対象外）の月額20万円  
+ボーナスを含む賃金が36万円

この場合の合計は56万円になるので48万円を超えており、支給停止の対象になります。

差し引いた8万円 ÷ 2 = 4万円

この4万円は月々の在職老齢年金から減額される金額です。つまりこの場合、実際に支給される年金は毎月16万円（20万円 - 4万円）ということになります。

一定の給与がある高齢者の厚生年金を減らす「在職老齢年金制度」については、高齢者が働き方を抑える「48万円の壁」になる一方で、現役世代の負担に配慮していかなければならず、今後も議論が必要となります。

6 まとめ

短時間労働者が就業調整を行うことによる人手不足の対策として、「年収の壁・支援強化パッケージ」が施行されました。

「年収の壁」については、さまざまな意見があるように思います。「年収の壁」を含め、社会保険制度が今後見直されていくにあたり、少子高齢化という大きな社会課題に直面している日本では、女性の社会進出・高齢者の雇用が必要不可欠となります。「年収の壁」を意識して働く人が、収入や労働時間を気にせず働けるようになれば、人手不足の解消につながる可能性もあります。企業としては、今後の動向にも注意を払い、助成金等の活用を進めていただきたいと思います。



# サラリーマンとプロキックボクサーの二刀流

文・株式会社JR東日本環境アクセス

品質指導課長 兼

公益社団法人東京ビルメンテナンス協会

建築物衛生管理委員会講師

小林 義宗



「2023年8月13日」この日は、念願のリングに戻る日であった。

17ヶ月振りとなるリングは、キックボクシングプロ公式戦での復帰戦となった。

私はビルメン業界に入って14年。社内では、研修の企画や講師を始め現場応援や業務のサポートなどを担当させてもらっている。また、東京ビルメンテナンス協会でも実技講習や検定事前講習などの講師も担当させてもらっている。

平日は、仕事後ジムで練習。土日は、出稽古や専門トレーニングへ向かう。周囲からは「よくやっているよね」と言われるのが私の日課なのだ。

小学5年から空手を始め31歳で競技者として引退後キックボクシングへ転向。32歳で団体認定プロテストを受験し合格。プロライセンス取得後、2019年10月に念願の後楽園ホールでプロキックボクサーとしてデビュー。試合は3RKO負け。プロの厳しさを目の当たりにした日であった。

翌年春に次戦が決まりタイへ武者修行計画もあったが、初の緊急事態宣言発出。

世の中が全て変わった。

コロナの影響で所属プロ団体は解散。デビュー戦で終わりかと考えていた時、自ら最後の望みをかけプロ興行団体へ直接電話し直談判。諦め

かけていた中、コロナ禍も少し落ちついてきた2022年プロ契約先が決定(現在の所属団体)。29ヶ月振りにリングへ戻れた。

次戦の試合1ヶ月前に事件発生。練習中顔面強打で顎骨が粉碎骨折。全治6ヶ月で入院となった。手術後入退院、通院、リハビリ生活が始まる。手術後1ヶ月が経過した頃、ある日突然足が攣り痙攣と腰に激痛が走る。立つ事も出来ずその場に倒れ込み足腰の痺れと激痛。そして病院へ。検査後告げられたのは腰椎椎間板ヘルニア。その瞬間頭が真っ白になった。

## 8月試合





## 12月試合



当然仕事にも支障を来してしまし、ずっと続けてきた格闘技も出来ない。仕事も格闘技も真剣に向き合ってきたからこそ絶望だった。それから、もう引退しようと思っていた時、応援に来てくれる仲間やチームメイトからSNSや

直接「また試合楽しみにしています!」「早く怪我治してリングに戻ってください!」「復帰してチャンピオンになってください!」と沢山の方からメッセージをもらった。その時、自身の中で諦めかけていた想いにまた火が付く。

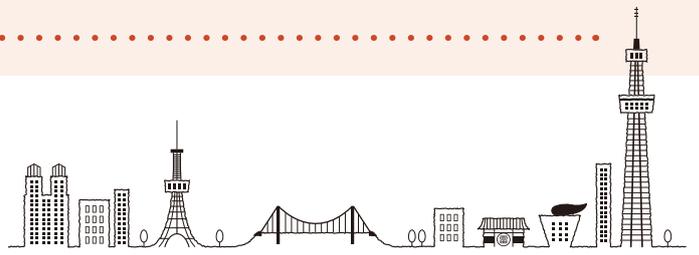
2023年12月17日年内最後の試合。この日も絶対勝利を掴むと懸けた想いがあった。10月にジムのチームメイトが23歳という若さで天国に旅立ったのだ。彼は病気が治ったらキックボクシングがやりたいと私に話していた。その想いを背負いリングへ。

怪我の状況を見ながらリハビリを再開。6ヶ月経過した頃に顎骨は完治したが、腰椎椎間板ヘルニアは手術せず保存療法で治療とリハビリを行い怪我と付き合いつながりの生活と練習が再開(治療とリハビリは現在でも続いている)。それから8ヶ月後の2023年8月13日、17ヶ月振りとなる復帰戦。リングに戻る喜びの反面、応援してくれる仲間の為に勝たなければいけないという重圧の中ゴング。試合は1Rから両者パ

ンチの激しい打ち合いの中3Rまでもつれ込むが、2回のダウンを取り勝利する事が出来た。仲間のおかげで諦めかけていた気持ちを打ち倒して、復帰戦で勝利を掴む事が出来た。試合が終わった瞬間涙が溢れた。

2024年「今年は勝負の年」となりまた自身の格闘技人生の集大成となる。そして、チャンピオン目指し必ず駆け上がる。

写真提供: KROSS×OVER実行委員会(フログ闘技団体)



# 東京都知事ヒアリングへの参加

東京都が令和6年度予算編成にあたって、各業界からの意見・要望を聴取するため、都知事ヒアリングを実施し、当協会は令和5年12月11日にビルメンテナンス業界を代表して要望を行った。

当日は協会を代表して、佐々木会長、梶山副会長兼経営研究委員長、高橋専務理事、経営研究委員会官公庁契約小委員会の横田委員が同席し、要望書の手交、



佐々木会長、梶山副会長兼経営研究委員長

要望説明、回答の後に小池百合子都知事らと直接意見交換を行った。

要望内容は広報誌608号（2023年11月）に掲載の通りだが、ヒアリング時は特に以下の3点について要望した。

- ①総務省や厚生労働省から発出された通知に基づいた年度途中や複数年契約での労務単価の変動による契約変更に関する要望
- ②総合評価制度での加点要素へのエコチューニング認定事業者の追加に関する要望
- ③障害者雇用促進のためのモデル入札案の仕様改善に関する要望

当協会の要望を受け、小池都知事からは「障害者との共生社会を目指すにあたり、雇用促進にご尽力いただき感謝しております。引き続き障害者雇用の促進に努めていきたい」との回答があった。ま



た、関係局からも「①については、適正な予算計上や新労務単価への契約変更について国の通知を踏まえて適切に対応するよう庁内で周知を図る」「②について、エコチューニングは脱炭素社会の実現に



向けて東京都も政策を行っている。総合評価では品質確保や競争性の確保が必要なので今後も検討を進める」③についてはモデル入札の受託者や現場職員へのアンケートや過去の実績を踏まえて対象

案件の拡大や契約条件の改善に向けて取り組んでまいりたい」と回答があった。

その後の意見交換では、佐々木会長より「エコチューニングは、特定建築物以外の物件に対して貢献ができると思っているのですが、その点も考慮いただきたい」と発言があった。また、横田委員からは「都内のCO<sub>2</sub>排出量の7割が建築物でのエネルギー使用に起因すると言われており、エコチューニングは空調機器等の効率的な運用により省エネルギーを推進するものです。都が現在検討している社会的責任調達指針でも環境面を重視しているので、エコチューニングの活用を加点要素にすること。また、障害者雇用についても障



小池都知事に要望書を渡す佐々木会長

害者が働きやすい契約案件をお願いしたい」と要望があり、「指摘いただきました内容を今後も検討していきたいので引き続き協力お願いしたい」と回答があった。

今後も業界の健全な発展と担い手の育成確保のため、要望活動を継続していく。

「高齢者の雇用創出」を使命に

## シニア人材ご紹介サービス

マイスター 60 は「高齢者の雇用創出」を使命とし、積み重ねたノウハウをもとに、お客様の経営戦略パートナーとして優良な人材の紹介サービスをご提供いたします。人材の採用は経営の効率化を図る上で重要な課題です。マイスター 60 では経験と輝きに満ちたシニア人材のご紹介をいたします。

■創業 34 年を迎え、約 8,500 名のシニアの方々の雇用を創出。

■ビル設備管理と建築・土木施工管理への人材派遣・人材紹介を得意とし、大手企業様とのお取引多数。



### 人材派遣

必要な時に必要な専門スタッフを必要な期間活用できるサービスです。

メリット 1

労務管理にかかる手間と  
コストを削減

メリット 2

募集・採用にかかる手間と  
コストを削減



### 人材紹介

業界動向に精通したコンサルタントが最適な人材をご提供するサービスです。

メリット 1

最適な人材を採用できる

メリット 2

事業戦略の強化に貢献



### 紹介予定派遣

派遣社員として一定期間働き、派遣契約終了の際、本人と企業の双方の合意を確認後に人材紹介を行うサービスです。

メリット 1

採用のミスマッチを回避

メリット 2

採用にかかる手間と  
コストを削減

### 施設管理サービス職

- ビル管理所長
- 常駐設備管理
- 電気設備の維持管理業務
- 設備運転監視業務
- マンションの  
消防設備点検



### 建設・土木技術職等

- オフィスビルの新築工事施工管理
- 土木工事施工管理
- 建築に関わる電気工事施工管理・  
管工事施工管理
- 建築設計監理
- 安全衛生管理  
担当業務



株式会社マイスター60 TEL (03) 5657-6362 / FAX (03) 6374-7296  
<https://www.mystar60.co.jp/> 〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2-5-5 岩波書店一ツ橋ビル6F

※掲載製品の性能等についての説明内容は、当該賛助会員からの情報です。

**製品情報募集**  
(掲載料無料)

賛助会員の皆様からおすすめ製品の情報を募集いたします。奮ってご応募ください。

▶ 詳細は当協会事務局 pr@tokyo-bm.or.jp までご連絡ください。

# 4/1発売

## 新刊のご案内

『よくわかるビルクリーニング技能検定3級  
～実務につながる指導教本～』



「よくわかるビルクリーニング技能検定3級」  
の内容を基にした、指導者用テキストです。  
すぐに実践できるノウハウが詰まっています！



左ページに「作業のポイント」  
右ページに「指導のポイント」  
を集約！

### 内容（一部）

#### 第1課題（弾性床）

- ・除塵 ・ポリッシャー

#### 第2課題（ガラス）

- ・枠拭き ・スクイジー

#### 第3課題（トイレ）

- ・便器洗浄 ・清拭

- ・特別支援学校の先生
  - ・清掃指導ご担当者様
- などにおすすめです



A4縦80ページ 価格：会員990円 一般：1,980円 ※いずれも税込



其の七

壊れた鍋も茶碗も下駄も、なおして使う。  
リサイクルが当たり前な江戸の暮らし。

前回に続き、江戸のSDGs社会を見ていきましょう。リサイクル&エコの職域は、修理・再生と回収に分かれます。修理・再生の職人たちをいくつかご紹介します。

◆ 鑄掛け屋 穴があいた鍋や釜、折れた燭台などの金属製品を修理。炭と火起こしで風を送る鞆ふぶと炉かまどを持参し、別の金属を張り付けたら、折れた箇所を溶接したりしました。

◆ 瀬戸物の焼き接ぎ 寛政年間頃には、白玉粉で接着してから加熱する焼き接ぎ法が発明され、割れたりひびが入ったらふだん使いの茶碗なども修理して使うようになりました。

◆ 下駄の歯入れ 現在の靴底を替えるように、下駄のすり減った歯だけを抜いて、新しい歯に入れなおしました。

◆ 籓屋 液体を入れる木製容器としての桶や



樽は、木の板を竹の籓たがで円筒形に締めてありました。籓たがが古くなったり緩んだ時には、新しい竹で締め直しました。

◆ 鏡研ぎ この時代の鏡は、青銅の表面に水銀をメッキしたものです。表面が曇ってくると、顔が映りにくくなり研ぎに出しました。表面を細かい砥石で研ぎ、朴炭ほうすみで磨き上げ、水銀と錫すずの合金に砥の粉、焼きみょうばん、梅酢などを混ぜた物を薫で擦り付け、新しいメッキを仕上げました。

◆ 白の目立て 穀物を粉に挽く石臼のすり減った目を、立て直す仕事。石臼は重いので、職人の巡回を待ちました。

いよいよ、修理もできず使えなくなると、紙くずや灰、蠟燭ろうそくの燃え残ったしずく、古釘などの金属を買い取る回収業者の出番でした。

# 当協会メールマガジンに登録しませんか？

当協会では登録いただいた皆様にメールマガジンを配信しています。

毎月の講習会更新情報、新規セミナーのご案内、その他協会事業等の最新情報をいち早くお届けしています。

講習会申込みご担当者様や協会事業に関心のある方は、以下のURLまたはQRコードから登録申込フォームにアクセスの上、是非ご登録ください。



メールマガジンは会員、一般問わず、登録無料です。

登録申込はこちら ▶ <https://www.tokyo-bm.or.jp/contact/mail.html>



## 社会の主な出来事



1・28	大阪国際女子マラソンで前田穂南選手が2時間18分59秒の日本新記録	2・15	日本の名目GDPが世界4位に転落
1・27	全日空能登空港・羽田旅客便の運航が再開	2・14	桜島で爆発的噴火が発生し噴煙5000メートル
1・26	能登半島地震で被災した日本航空石川高等学校が選抜高校野球大会出場決定	2・13	成年後見制度と遺言制度の見直しを法制審議会に諮問へ
1・25	京都アニメーション放火殺人事件の青葉被告に死刑判決	2・12	日本バスケットボール女子がパリ五輪出場権を獲得
1・24	トルコ議会がスウェーデンのNATO加盟を承認	2・11	ミャンマー国軍が徴兵制を開始
1・23	架線トラブルによる影響で東北・上越・北陸新幹線で運転見合わせ	2・10	パリ五輪出場権を獲得
1・22	農林水産省がプロッコリーを「指定野菜」に追加へ	2・9	関係閣僚会議で外国人技能実習に代わる「育成就労制度」を創設する方針決定
1・21	八王子市長選で初宿和夫氏が初当選	2・8	クマを「指定管理鳥獣」に追加へ
1・20	日本の探査機「SLIM」が月面着陸に成功	2・7	グラミー賞受賞の米歌手テイラー・スウィフトが東京ドームで公演
1・19	井上尚弥選手が全米ボクシング記者協会の最優秀選手賞に日本人初の選出	2・6	半導体受託生産の世界最大手TSMCが熊本に第2工場建設を発表
1・18	共産党新委員長に女性初の田村智子氏が就任。	2・5	東京都心で今冬初の積雪を観測し、交通機関に乱れ
1・17	観光庁が訪日客の消費が初の5兆円突破と発表	2・4	「さっぽろ雪まつり」4年ぶり全面開催
1・16	新千歳空港で大韓航空機が接触事故	2・3	サッカー日本代表がアジアカップ準々決勝で千葉百音選手が初優勝
1・15	天皇陛下が警視庁創立150年式典に出席	2・2	女子フィギュアスケートの四大陸選手権
1・14	岸田首相が能登半島地震の被災地を訪問	2・1	豊洲に観光施設「千客万来」がオープン
1・13	台湾総統選で民進党が政権を維持	1・31	関脇・琴ノ若の大関昇進が決定
1・12	岸田首相が能登半島地震の被災地を訪問	1・30	伊豆・小笠原諸島で初の女性首長誕生
1・11	京都アニメーション放火殺人事件の青葉被告に死刑判決	1・29	桐島聡容疑者名乗る男が死亡



# 賃貸借原状回復義務

文：相談員 弁護士 江村 利明

## 1 はじめに

改正民法（令和2年4月1日施行）では、賃借人の原状回復義務に関するルールが明文化され、通常損耗や経年変化については賃借人が原状回復義務を負わないことが明記されました。改正前の民法において、原状回復について、このような具体的な内容の記載はありませんでした。

## 2 改正された民法の規定

賃借人は、賃借物を受け取った後にこれに生じた損傷（通常の使用及び収益によって生じた賃借物の損耗並びに賃借物の経年変化を除く。以下この条において同じ。）がある場合において、賃貸借が終了したときは、その損傷を原状に復する義務を負う。ただし、その損傷が賃借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない（民法第621条）。

### 相談員のご紹介（五十音順）

- 石井 泰幸氏 税理士
- 江村 利明氏 弁護士
- 金丸 大二氏 特定社会保険労務士、就業規則、給与計算等
- 北山 克己氏 建築物環境衛生管理技術者  
ビルクリーニング技能士 ビル清掃、病院清掃など清掃全般
- 坂 康夫氏  
技術士、経営工学・品質管理
- 中辻 一裕氏  
中小企業診断士、POP広告、経営、マーケティング・コンサルティング
- 松原 雅人氏  
建築物環境衛生管理技術者、第一種電気工事士、一級ボイラー技士など 設備管理全般

## 3 改正の趣旨

従来から、通常の使用及び収益によって生じた損耗（通常損耗）については、通常は減価償却費や修繕費等を折込んで賃料の額が定められるものであることから、特約がある場合を除いて原状回復義務に通常損耗の回復義務は含まれないと解されてきました（最高裁平成17年12月16日判決）。今回の改正は、この判例法理を明確にしたものです。

## 4 特約について

上記判決にもあるように、この規定は任意規定と解されており、特約による変更が可能です。この点について、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」に関する参考資料（令和5年3月国土交通省住宅局参事官）には、上記最高裁判例や消費者契約法の規定を踏まえ、賃借人に特別の負担を課す特約が有効に成立するための3つの要件が示されています。

- ① 特約の必要性があり、かつ、暴利的でないなどの客観的、合理的理由が存在すること
- ② 賃借人が特約によって通常の前状回復義務を越えた修繕等の義務を負うことについて認識していること
- ③ 賃借人が特約による義務負担の意思表示をしていること

原状回復について特約を付する場合には、この3要件を踏まえた内容にする必要があります。

### なんでも相談コーナーについて

令和6年4月号より広報誌の紙面刷新に伴い、なんでも相談コーナーの連載は終了となります。今後ご相談がある方はこちらのページよりご連絡ください。

<https://www.tokyo-bm.or.jp/service/soudanjigyoku.html>



手あか汚れ除去剤

## 手あか落とし

しつこい手あかをサッとひと拭き、  
二度拭きなしで  
スピード除去

 ミッケル化学株式会社



「手あか汚れ」の除去に最適な洗浄剤です。  
ウエスにつけて拭くだけ、二度拭き不要で  
しつこい手あかをサッと除去します。  
エレベーター操作盤のヘアライン加工ステンレスや、  
ガラス、アクリルなど、幅広い素材に使えるので  
さまざまな場所にご使用いただけます。  
気づいたときにすぐ使えるスプレータイプ。

汚れが気になるこんな場所に最適です。

- エレベーター操作盤
- ガラスのショーケース
- インターホンのパネル
- ドアの手が触れる部分
- アクリルパーティション

製品仕様 : 500ml スプレー 6本入り    JANコード 500mL (単品) 4 986167 000885  
500mL (ケース) 4 986167 000892

ミッケル化学株式会社    TEL : 03-5633-2520  
<https://miccheal.co.jp/>

※掲載製品の性能等についての説明内容は、当該賛助会員からの情報です。

**製品情報募集**  
(掲載料無料)

賛助会員の皆様からおすすめ製品の情報を募集いたします。奮ってご応募ください。  
▶ 詳細は当協会事務局 pr@tokyo-bm.or.jp までご連絡ください。



## ご案内済み一覧

2月8日

### 【協会から】

● 当協会からの定期便郵送物に関するアンケートについて

● 講習会 初心者のための設備管理セミナー

● (1) 清掃状況の「見える化」

● (2) 立ち入りの現状と警備業の課題

● (3) 厳格化した消防の査察と建物管理

● (4) 転ばないカラダの作り方

● (5) ビルメンテナンズ業の

現場で働く従業員心の健康

● ノベルティ 警備防災参考シート(2枚組)

● 厚生事業 第98回ビルメン野球大会開催

● チラシ 賛助会員製品等ご紹介チラシ

● 広報誌

「ネットワーク東京」(2024年2月号)

### 【その他団体より】

Mycity Report 東京都建設局  
求職者情報 埼玉県立川口高等技術専門学校

### 協会からのお知らせについて

令和6年4月号より広報誌の紙面刷新に伴い、協会からのお知らせの掲載は終了となります。以降の協会からの最新情報は協会ホームページをご確認ください。

## 編集後記

支援している団体が、能登半島地震被災地で活躍している。震災発生当初必要なのは道路の陥没や土砂崩れから被災地域通行ルートを復旧する作業。自衛隊からボランティア団体にも支援要請があり、私が支援する団体も重機サポートで参加した。長野県小布施町で活動するその団体は有事に備えて重機のプロフェッショナルを育成している。私もその活動に甚く共感し2年程前に重機講習を修了、しばらくは定期に通い腕を磨いていたものの諸般の事情で1年以上訓練に行けていない。

なので、会費で支援するだけの完全なペーパードライバーで、情けないことだが、この有事においては逆に邪魔になってしまう。今後は、被災した建物内部の片づけや整理、倒壊した建物の瓦礫撤去作業や解体作業にも重機オペレーターは必要になる。

支援を常にかえ続けていきたい。株式会社サンアメニティ 鈴木 英司

り、ボランティアスタッフの派遣には交通費や燃料費など費用がかかる。実動部隊として活躍できない分は追加の寄付で支援を続けていきたい。

重機の活動以外にも、避難所において不足しがちな果物や野菜の搬入、独自開発の最新式ドラム缶風呂の提供など現地の方々の要望に応えた活動を続けていて、信州りんごや小布施の栗菓子が喜ばれている様子がSNSでも発信されていた。

被災地もフェーズが変われば必要な支援も変わってくる。社内でも義捐金は募っているし、ふるさと納税でも寄付は受け付けている(被災自治体の負担にならないように他の自治体手続きを代行する代理寄付という手段がある)。復興への長い道のり、これから先も自分にできる支援を常に考え続けていきたい。

株式会社サンアメニティ 鈴木 英司

### 編集後記について

令和6年4月号より広報誌の紙面刷新に伴い、編集後記の連載は終了となります。

### 広報誌

Network Tokyo

令和6年3月号(第612号)

公益社団法人  
東京ビルメンテナンズ協会

〒116-0013  
東京都荒川区西日暮里5-12-5  
ビルメンテナンズ会館  
電話 03-3805-7555 (代)  
FAX 03-3805-7550

発行人：佐々木浩二  
編集人：吉澤 幸夫

編集・制作：広報委員会

### 広報委員会 STAFF

■委員長 吉澤 幸夫  
■委員 里見 貴弘  
庄司 和明  
鈴木 英司  
藤井 智宏  
宮下 洋介

委員五十音順

※ 2月1日までに協会へご連絡のあった変更情報になります。  
赤色の太字部分が変更になった箇所です。

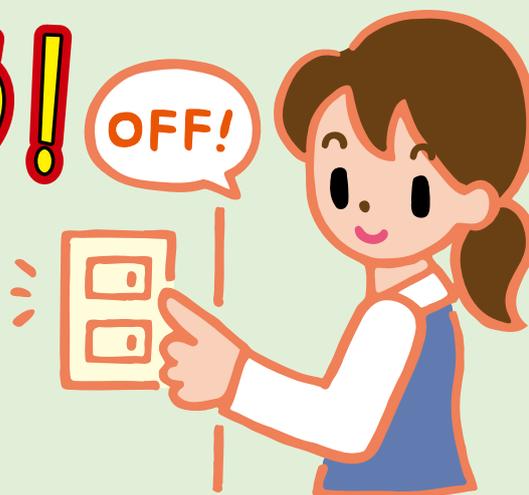
## 代表者変更

社名	新代表者名
ケルヒャー ジャパン株式会社	<b>大前 勝己</b>
東京ビルサービス株式会社	<b>福井 弘人</b>
株式会社ヤエス	<b>大島 伸夫</b>

# 節電しましょう!



温度設定は  
こまめに!



## 公益社団法人 東京ビルメンテナンス協会への 入会希望会社をご紹介します

情報提供、人材育成、交流活動……会員特典あります。

当協会にご入会いただくと、同時に全国BM協会の会員となり、双方のサービスをご利用いただけます。

特典1：公益社団法人の会員であることの証明

特典2：講習会・研修会への受講割引・無料参加

特典3：求人サイト「東京ビルメンお仕事さがし」無料掲載

特典4：業務・技術・法令などの業界最新情報の提供

特典5：協会主催催事への参加による会員交流

特典6：ビルメンテナンス会館の施設の利用割引



### ■お問い合わせ先

公益社団法人 東京ビルメンテナンス協会 事務局（担当：森、久保田） TEL.03(3805)7555

# 求人サイト「東京ビルメンお仕事さがし」 をご活用ください

(公社)東京ビルメンテナンス協会では、株式会社アイデムと連携し、ビルメンテナンス業に特化した求人サイト「東京ビルメンお仕事さがし」を運営しています。

本サイト活用のメリット

1. 清掃業、警備業、設備管理業、その他ビルメンテナンス業に関連した求人のみを掲載
2. 当協会の会員は掲載料金が無料
3. 求人検索エンジン「Indeed」にも求人が掲載され、検索数や応募数が大幅に増加

求人募集の手段として、是非ご活用ください。



サイトイメージ

求人掲載  
申込方法

▼当サイトご利用に関する詳細やお申込みはこちら

<https://www.tokyo-bm.or.jp/seminar/oshigoto.html>

※お申込み後、業務提携をしている株式会社アイデムの担当者から詳細説明の連絡が行きます。



求人情報  
掲載料金

[会員] **無料**

※1社につき同時に10件まで求人掲載可

[一般] 1件あたり **33,000円(税込)** /月

※1社につき同時に3件まで求人掲載可

「東京ビルメンお仕事さがし」は下記URLよりご確認ください。

<https://www.tokyo-bm-recruit.jp/>

※本サイトで求人情報を掲載すると、求人検索エンジン「Indeed」等でも表示されます。



勤務地や給与、勤務時間等の条件を絞り込んで検索可能。

**Point!**

お近くの区市町村からお選びいただけます。

**Point!**

ご希望の働き方に合わせて求人を検索できます。



公益社団法人 **東京ビルメンテナンス協会**

# いつもキレイを維持できる。

抜群の耐薬品性を誇るソリッドシールに  
耐ヒールマーク性をプラスした、新たなフロアシール剤！



## SUSTAINA サステイナ SOLID SEAL TRAFFIC

ソリッドシール トラフィック

抜群の耐ヒールマーク性・耐薬品性



主剤：4.55kg



添加剤：0.45kg

### ▶ 抜群の耐ヒールマーク性

新世代のメンテナンスを可能にするフロアシール剤「ソリッドシール」に、  
さらに耐ヒールマーク性をプラスしました。



高耐久樹脂ワックス

ソリッドシール

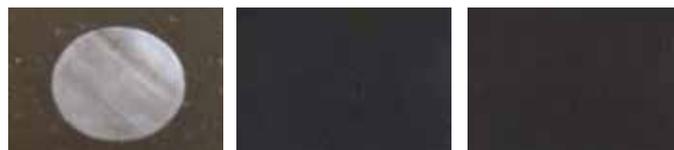
ソリッドシール トラフィック

#### 試験方法

高耐久樹脂ワックス、ソリッドシール、ソリッドシール トラフィックをそれぞれホモジニアス  
タイルに塗布し、乾燥後ゴムブロック片で強く擦り、傷や汚れの入り具合を観察

### ▶ 抜群の耐薬品性

塗装後急速に塗膜が緻密化するので液体が浸透しにくく、浸透しても  
強結合架橋が塗膜組織を守ります。



一般樹脂ワックス

ソリッドシール

ソリッドシール トラフィック

✕  
アルコールで白化  
(早い場合は5分程度で白化)

○  
白化しない  
(一晩乾燥後も)

○  
白化しない  
(一晩乾燥後も)

ソリッドシールトラフィック

検索



大切な場所には、きっと。

# My City Report

## 都道・都立公園・隅田川で 利用できます

施設の損傷や不具合を投稿してね!

令和5年  
6月23日から  
公園・河川にも  
拡大



東京の街を  
みんなで快適に

施設の損傷などを  
簡単にレポート

舗装のひび割れや照明の  
不点灯、壊れたベンチ  
など、施設の損傷や不  
具合を、アプリでご投稿  
ください。



施設の損傷や  
不具合のレポートを  
お待ちしております!!

対応状況を  
簡単に把握

投稿されたレポートの  
確認・対応状況は、  
いつでもアプリで確認  
できます。

詳細はこちら



My City Reportは、都民の皆様が、道路や公園、河川施設等のインフラの損傷や不具合を、気付いたその場で投稿できるスマートフォンアプリです。投稿いただいたレポートを確認し、必要に応じて補修等を実施します。

対象エリア	
道路	都道全域 都道以外で利用できる区市道(千代田区、港区、品川区、大田区、葛飾区、国分寺市、国立市、福生市、多摩市、稲城市) ※区市の詳細は各区市にお問い合わせください。
公園	①上野恩賜公園 ②東白鬚公園 ③木場公園 ④砧公園 ⑤駒沢オリンピック公園 ⑥代々木公園 ⑦善福寺川緑地 ⑧和田堀公園 ⑨汐入公園 ⑩城北中央公園 ⑪光が丘公園 ⑫舎人公園 ⑬水元公園 ⑭篠崎公園 ⑮葛西臨海公園 ⑯井の頭恩賜公園 ⑰武蔵野中央公園 ⑱府中の森公園 ⑲武蔵野の森公園 ⑳小金井公園 ㉑東村山中央公園 ㉒東大和南公園 ㉓秋留台公園 ※令和5年6月時点(順次拡大予定)
河川	隅田川 ※令和5年6月時点(順次拡大予定)



App Store



Google Play



©App Store/Apple Inc. ©Google Play/Google LLC